



Title	上博楚簡『鄭子家喪』 詁注
Author(s)	金城, 未来
Citation	中国研究集刊. 2010, 51, p. 105-130
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60759
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

上博楚簡『鄭子家喪』 訳注

金城 未来

はじめに

本稿は、『上海博物館藏戰國楚竹書（七）』（馬承源主編、上海古籍出版社、二〇〇八年十二月）に所収の文献『鄭子家喪』を取り上げて検討し、その訳注を示すものである。

『鄭子家喪』には、鄭の子家の死を契機として、楚の莊王が鄭を包囲し、その鄭を救援しに来た晋と両棠に争う内容が記されている。

『鄭子家喪』の原釈文作成（整理）は、陳佩芬氏が担当した。竹簡には甲本・乙本の二種があり、竹簡数は各七簡^{（注1）}。いずれも満写簡となっている^{（注2）}。

陳氏は、原釈文公開の段階で、本篇に『国語』や『左伝』の記事と類似した内容が見られることを指摘している。その指摘を受けて『上海博物館藏戰國楚竹書（七）』

の刊行後は、伝世文献との比較やテキスト確定の面から、多くの研究者が『鄭子家喪』に注目し、検討を試みてきた。しかし、先行研究のほとんどは『鄭子家喪』の一部のみを取り上げた札記類であり、全体を通して解釈を試みた論考はまだ少ない^{（注3）}。

そこで、本稿ではまず、原釈文と先行研究とを参考に『鄭子家喪』の訳注を示す。次いで、本篇の文献的特質や、本篇における重要語句「上帝鬼神」について若干の考察を加えることとする。

一、訳注

本章では、『鄭子家喪』の訳注を示す。以下、「凡例」「釈文」「訓読」「現代語訳」「語注」の順に掲載する。

凡例

・「釈文」は、原釈文と先行研究とを考慮し、筆者の考察を加えて作成した。

・『鄭子家喪』には甲本と乙本の二種が存在するが、内容に大きな相違は見られない。そのため、本稿においては欠損部分の少ない甲本をもとに検討を進めることにする(注4)。

・「釈文」「訓読」は旧字体で表記し、その他の記述については、新字体(常用字体)に改めた。

・「釈文」「訓読」中の【】内の数字は、竹簡番号を示す。また()の数字は語注番号を、「」の記号は、墨鉤ぼくこうを示す。

・「現代語訳」中の()部分は、筆者が文意を捉える上で、適宜補った箇所である。

・『鄭子家喪』をめぐる論文・札記類は、多く簡帛網(<http://www.bsm.org.cn>)や復旦大学出土文献与古文字研究中心(以下、復旦網) <http://www.guwenzi.com/Default.asp> などの学術サイトにおいて発表されている。

そこに掲載された論文を含め、これまでに発表された『鄭子家喪』に関する先行研究の題目や掲載年月日については、本稿末の「参考文献」に列記する。

なお、「語注」に見えるアルファベットは、「参考文献」

に附したアルファベットと対応する。以下、各先行研究を注記する際には、このアルファベットで代用する。

釈文

鄭子家喪(1)、邊(2)人來告。莊王就(3)大夫(4)而與之言曰、「鄭子家殺其君。不穀日欲以告大夫(5)、以邦之病(6)【1】、以及(7)於今。天(8)厚(9)楚邦、使(10)爲諸侯正(11)。今(12)、鄭子家殺其君、將保其寵(13)光(14)、以沒(15)入地。如上帝鬼【2】神以爲怒、吾將何以答。雖(16)邦之病(17)、將必爲師」。乃起師圍鄭三月。

鄭人請(18)其故。王命(19)答之曰、「鄭子【3】家顛覆天下之禮、弗畏鬼神之不祥、戕(20)賊(21)其君。余(22)將必使(23)子家母以成名立於上、而滅(24)【4】光(25)於下」。鄭人命(26)以子良爲質(27)、命(28)使(29)子家裂(30)木三寸(31)、疏索以紘(32)、毋敢丁(33)門而出、掩(34)之城基【5】。王許之。

師未還、晉人涉將救鄭、王將還。大夫(35)皆進曰、「君王之起此師、以子家之故。今晉【6】人將救子家、君王必進師以邊(36)之」。王焉還軍、以邊(37)之。與之戰(38)於兩棠、大敗晉師焉。【7】

訓読

鄭の子家喪し⁽³⁹⁾、邊人來たりて告ぐ。莊王 大夫に就きて之と書いて曰く、「鄭の子家 其の君を殺す⁽⁴⁰⁾。不穀⁽⁴¹⁾は日々⁽⁴²⁾以て大夫に告げんと欲するも、邦⁽⁴³⁾の病を以て、【1】以て⁽⁴⁴⁾今に及ぶ。天 楚邦を厚くし⁽⁴⁵⁾、諸侯の正たらしむ。今、鄭の子家 其の君を殺すも、將に其の寵光⁽⁴⁶⁾を保ち、以て没して地に入らんとす⁽⁴⁷⁾。如し上帝鬼【2】神以て怒を爲さば⁽⁴⁸⁾、吾將⁽⁴⁹⁾た何をか以て答えんや。邦の病ありと雖も、將に必ず師を爲さんとす」と。乃ち師を起し、鄭を圍むこと三月。

鄭人其の故を請う。王 之に答えしめて曰く、「鄭の子家【3】天下の禮を顛覆して、鬼神の不祥を畏れず、其の君を戕賊⁽⁴⁹⁾す。余 將に必ず子家をして成名⁽⁵⁰⁾を以て上に立たしむること母く、下に滅【4】光⁽⁵¹⁾せしめん」と。鄭人命じて子良をもつて質と爲し、命じて子家をして梨木三寸、疏索以て紘し⁽⁵²⁾、敢えて門に丁たりて出だすなく、之を城基⁽⁵³⁾に掩わしむ。【5】王之を許す。

師 未だ還らざるに、晉人涉り⁽⁵⁴⁾て將に鄭を救わんとし、王將に還らんとす。大夫 皆な進み⁽⁵⁵⁾て曰く、「君王の此の師を起こすは、子家の故を以てす。今 晉【6】人將に子家を救わんとするに、君王必ず師を進めて以て之に邁るべし」と。王焉ち⁽⁵⁶⁾軍を還し、以て之に邁る。

之と兩棠⁽⁵⁷⁾に戦い、大いに晉師を敗る。【7】

現代語訳

鄭の子家が亡くなり、辺境の役人がこれを莊王に報告した。莊王は大夫と供に語り「鄭の子家はその君主を弑殺した。私は常々大夫に告げようと思っていたが、楚國は疲弊しており今に至ってしまった。天は楚邦を厚遇し、諸侯の長とした。今、鄭の子家はその君主を弑殺したにも関わらず、榮譽を保ったままで亡くなり、丁重に埋葬されようとしている。もし、上帝や鬼神がお怒りになつたならば、私はなんとお答えしようか。國が疲弊していると言つても、必ず軍隊を起すべきだ」と言つた。そこで軍隊を起し、鄭を包圍することが三ヶ月に及んだ。

鄭人は「鄭を攻撃した」理由を「莊王に」尋ねた。王は「鄭の子家は天下の禮を顛覆し、鬼神の災いを恐れずにその君主を弑殺した。私は必ず子家が名を成して優遇されることがないようにさせ、下に引きずり下ろそう」と答えた。鄭人は命じて子良を人質として差し出し、命じて子家の葬儀は梨製三寸の棺に粗繩で括るといふ粗末な形にして門から外へは出さないようにし、その棺は城壁のほとりに簡単に土を被せてさらしておいた。「そこで」莊王は鄭を許した。

楚の軍隊がまだ引き上げないうちに、晋(の軍)が(黄河を)渡つて鄭を救おうとし、「この時」莊王はちょうど引き上げようとしていた。大夫がみな進みでて「君王がこの軍を出動させたのは、子家の事があつたからです。今、晋の人はまさに子家を救おうとしており、君王は必ず進軍し、そうしてこれにより、迎え撃つべきです。」と言つた。莊王はそこで軍を引き返し、晋を迎え撃つた。

〔楚は〕晋と両黨に戦い、晋軍に大勝した。

語注

〔1〕**喪**について、整理者(原釈文者、陳佩芬氏)・P

は「喪」字に作り、整理者は葬式の意とし、Pは「武王既喪、管叔及其群弟乃流言于国。」孔伝「武王死。」

〔書経〕金縢)を挙げて、死の意に解する。Fは「芒

〔亡〕」字に作り、死の意とするが、Pはこの字が上博楚簡三『周易』第三二簡の「喪」字と同字であり、喪には死の意が含まれるため、特にFのように「芒〔亡〕」字とする必要はないと述べる。

ここで、楚簡に見える「喪」字と「亡」字について、上博楚簡を中心に確認すると、左表のようになる(なお、表中の「上」は「上博楚簡」、「郭店」は「郭店楚簡」を表す)。

字形から言えば、**喪**は「喪」字より「芒〔亡〕」字に近いように思われる(58)。またPの指摘する通り、「喪」には死亡の意があり、左表の「上『周易』32」の文字が現行本『周易』では「喪」字になっているものの、表中の「上『周易』38」の文字は現行本『周易』では「亡」字とされており、**喪**を「喪」字と読む根拠にはならない。

しかしながら、郭店楚簡の「喪」字である「**喪**」の中心部を除いた字形が**喪**と近く(59)、これが「喪」字であつた可能性も捨てきれない。いずれにせよ、上博楚簡において「喪」と「亡」の両字は非常に似通つた字形で表され、通用して用いられていた可能性が指摘できるだろう。

〔2〕**邊**について、整理者は「邊」に作り、春秋時代の息国(国名)と見なしている。それに対して、A・C・P・Fはその字形から「邊」字に作り、「邊人」で辺境に駐屯し防備する役人・兵士の意とする。同様の例が『国語』魯語上に「晋人殺厲公、辺人以告。」とあり、その韋昭注に「辺人、疆場之司」とある。

なお、息国は莊公十四年(前六八〇)にすでに楚に滅ばされている。文脈・内容からも、ここではA・C・P・Fの見解に従う。

【楚簡に見える「喪」字と「亡」字】

(芒) 亡		喪	
信陽楚簡 23 	上『魯邦大旱』 6 	郭店『語叢一』 98 	上『鄭子家喪』 1 
新蔡葛陵楚墓 364 	上『子羔』 1 	郭店『語叢三』 35 	上『弟子問』 4 
郭店『緇衣』 9 	上『曹沫之陳』 9 		上『弟子問』 7 
郭店『語叢四』 3 	上『姑成家父』 1 		上『周易』 44 
郭店『語叢四』 7 	上『民之父母』 13 		上『周易』 53 
九店楚簡五六・46 	上『昭王毀室』 3 		上『周易』 32 
			上『周易』 38 

〈3〉「就」について、A・Pは使役用法で、大夫に進み来させる意とする。Qは、「就」には二つの用法（一つは使役用法で大夫を呼び寄せて会ったというもの、もう一つは、王自ら出向いたというもの）があるが、上博楚簡六『平王問鄭壽』に「競平王就鄭壽、猷之於屎廟」（第二簡）と、このこと同様の用例が見られるため、王が自ら出向いたという意に解する。jもこれに従う。aは「就」が『平王問鄭壽』のように、王自らの訪問を表す場合には、その目的語に特定の人物が置かれるという。しかし、『鄭子家喪』においては目的語に「大夫」がきており、王が一個人へ意見を請う場合に出向くことはあっても、多くの大夫達の元へ自ら出向いたとは考えられず、よって、ここでの「就」は古代に多用された「即」の意、すなわち「趨近」「靠近」（近くに寄る）と取るべきであるとする。また続けてaは、一般的に、自動詞・状態動詞は使役動詞に転化しやすく、他動詞は転化しにくい。先秦において、「即」「就」は必ず場所を目的語に持つ他動詞を伴っており、使役用法にはなりえない。現存する先秦の文献中にも「就」を使役用法として用いる例はないと述べる。bは、王が臣下を尋ねる場合、その臣下は往々にして特殊な地位・高齡・名声を持つなどの背景があ

るはずであるとa同様の見解を示す。しかしaの「趨近」「靠近」は結局「造訪」と根本的には変わらず、ここでは「肅」「宿」「速」の意、つまり王が恭しく招待するという意であるとする。kは普通などの関係から、「就」を「召」とする。

上博楚簡六『平王問鄭壽』における「就」の使用法が、必ずしもPの指摘するように王が直接臣下の元へ出向いたことを表しているとは言えず、また、a・bの述べるように王が臣下の元へ出向く際には、必ず特定の人物の元へ訪れているため、ここでは王が群臣の元へ出向いて話をしたと解釈することは難しく、大夫と供に（大夫を従えて）会談がもたれたという意に解する。

〈4〉~~𠄎~~（夫_フ）の字の「ニ」は合文記号であり、「大夫」と釈読する。

〈5〉~~𠄎~~については、語注〈4〉に同じ。

〈6〉~~𠄎~~については、整理者・A・C・P・F・Yは「柄」字に作る。その根拠としてA・Pは、上博楚簡において「病」字は全てつくりの部分で「方」の字としており（「疒」~~𠄎~~（上博楚簡四『東大王泊旱』第二簡一字目）~~𠄎~~（上博楚簡四『東大王泊旱』第二簡一字目）~~𠄎~~（上博楚簡四『東大王泊旱』第五簡）~~𠄎~~（上

博楚簡四『東大王泊旱』第八簡) 𠄎 (上博楚簡四『東大王泊旱』第二三簡)、「𠄎」𠄎 (上博楚簡五『三德』第一三簡)、「𠄎」字 (「𠄎」𠄎) 𠄎 (上博楚簡二『從政』(甲本) 第八簡) も「病」字の一種であり別の写法であろうと述べる。また、V は「𠄎」字に作る。A・F・P・V は意を「病」とする。整理者は、『説文解字』の「𠄎、憂也。从心、丙声。」(心部) を引き、「𠄎」字を「憂」の意とする。C もこれに従う。I・Q は「𠄎」字に作る。ただし、Q は上博楚簡二『從政』(甲本) 第八簡「𠄎(𠄎) 則亡親」の「𠄎」字を「猛」の意とし、この字と𠄎の字形が似ていることから、𠄎を「猛」の字母「𠄎」(𠄎) の訛語であった可能性があると指摘する⁽⁶⁰⁾。I は「𠄎」字に作り、「𠄎」の声部「疾」と「𠄎」とが普通関係にあることから、「𠄎」「禍乱」の意とする。V は、「𠄎」字について、古代文書には見えず、また「𠄎」を「𠄎」とする例はないため、「𠄎」字とすることはできないと述べる。さらに、古代文字の中の「大」(丙字中の「大」と「矢」とは字形が似ており混同されやすく、郭店楚簡の『老子』(甲本) 第三三簡の「猛(猷)」字の「大」がまさに「矢」と混同された例であるとして、𠄎を「𠄎」に作る。

字形の上では、I・Q の主張する「𠄎」字が最も近いが、V の述べるように「𠄎」の声部「疾」と「𠄎」が通用していた例は見られない。「𠄎」字 (「𠄎」𠄎) 𠄎と𠄎とを比較すると確かに𠄎の中心部の画数が一画多いように思われるが、第五簡中にある「命」の字には下に一本線が入っており、今まで上博楚簡において見られなかった字形が使用されている(語注(26)を参照)。こゝもそのような例として「𠄎」字の異体と捉え、「病」の意に解する。

なお、楚文字においては、「心」の有無に関わらず、同じ文字を表す場合が多い。例えば語注(7)の𠄎(𠄎Ⅱ及)のような文字が挙げられる。また、「心」の位置を移動させ「立心偏」として捉える使用例も多く見える。

(7) 𠄎(𠄎) について、整理者・A は「急」字に作る。C・F・P・j は「及」字に作る。整理者は「疾」の意とし、C・F・P は「至」の意とする。ここでは、字形・意味の上から、C・F・P の説に従う。

(8) 𠄎について、整理者・F・P・Y・j は「而」字に作る。L・Q・f・i は字形から「天」字に作る。「天」字は、楚簡において、該当箇所同様に三つ六画が緩やかに内側に入るもの(𠄎)と、「𠄎」(上博

【『鄭子家喪』に見える「天」字と「而」字】

	甲 本				乙 本						
而	 第一簡	 第四簡	 第五簡	天	 第二簡	 第四簡	 第二簡	 第四簡	 第一簡	 第四簡	 第五簡

楚簡四『曹沫之陣』第六五簡)のように三・四画が内側に入り、五・六画が長くはられる「而」と類似した形のものがあるが、『鄭子家喪』(甲本)においては、天は全て緩やかに内側に入る形で記され(「」(第二簡)、「」(第四簡)、「」は外側に向けてはらわれる形で記されており(「」(第一簡)、「」(第五簡)」、両者に使い分けが見られる(注5)。よって、ここでは字形から「天」と釈読する。語注(45)を参照。

(9)  (遂)について、整理者・F・P・Y・jは「後」字に作る。L・Q・f・iは普通関係から「厚」字に

作る。

「遂」と「厚」が音通するという用例は、現時点では確認できない。しかし、上博楚簡二『容成氏』第四五簡において「遂」と「厚」が音通するという例が、一例のみであるが見られる。また、上博楚簡二『從政』(甲本第二二簡の「識」は人偏で書かれており(「」、言偏と人偏が通用していたことが窺える。よって、ここではL・Q・f・iに従い、「遂(厚)」と釈読する。語注(45)を参照。

なお、楚文字において、「 (しんによる)」と「人偏」とは多く通用する。

〈10〉Fは「思」字を「応」「當」の意とする。Aは『礼記』に「儼若思」とあり、その孔穎達疏に「思、計慮也。」(曲礼上)とあるのに従う。あるいは「司」と読み、職掌の意とする。Pは「斯」字に作り、「是」と同義とする。

楚簡では多く「思」は「使」(使役)として用いられる。ここでは文脈上からも「使」に解する。語注〈23〉〈29〉を参照。

〈11〉「正」字を整理者は善(親善)の意とする。Fは主宰の意とし、A・Pは長官の意で、諸侯の盟主を担当することを暗示するという。Cは『墨子』に「昔者文公出走而正天下」とあり、その王念孫注に「爾雅』曰、正、長也」(親土)とあるのを引いて、君・長の意とする。これに従う。

〈12〉 (今)の字は、乙本には見られない。

〈13〉 (憚)について、整理者は「塩」字に作る。

Fは出土文献中「𦉰」字(/上博楚簡四「昭王与𦉰之𦉰」・第二簡)はよく「恭」(/長沙子彈庫楚帛書乙篇・第八)字と通用すると述べ、「恭」字に作る。U・jもまた「恭」字に作っている。A・P・T・Zは「寵」字(/荆門包山二号墓竹簡(以下、包山楚簡)・第一三五簡)に作る。

この文字については、次のと合わせて考える必要がある。(語注〈14〉〈25〉を参照。)字形から言えば、整理者やFのいう文字がより正確に該当字を表していると言えるが、楚簡において「ウ冠」は省略されることもあるため、ここでは次の文字との繋がりも考慮して「寵」字と捉える。

〈14〉について、整理者は「愼」字に作る。Fは「炎」と「蔽」とは音が非常に近く、通用するとして「蔽」字に作る。jもFに従う。A・Pは、甲本の文字が包山二号墓の「靈光」の光(/第二七〇簡、/第二七二簡)字と近似するため、字形から「光」字に作る。Q・Zもまた「光」字に作る。これに対して、T・Uは「炎」字に作っている。

A・Pの指摘する包山二号墓の「光」字は、火に横線が多い形で記されており、該当字のと全く同じ文字とするには、やや強引であるように思われる。しかし楚簡中、「光」字は横線の入るもの(/包山楚簡・第二七二簡)と入らないもの(/上博楚簡三『周易』第二簡)の二通りが見られるが、「炎」字については横線の入る形(/長沙子彈庫楚帛書甲篇)しか使用されていない()。よって、ここでは字形から「光」字ととる。語注〈25〉を参照。

〈15〉『鄭子家喪』(乙本)第二簡)字に作り、Fは、甲本を「𠄎(没)」字に、「及」(𠄎)／上博楚簡七『鄭子家喪』(乙本)第二簡)字に作る。Pは、該当字が甲本と乙本とで異なるが、もし甲本を「没」と読んだ場合、意味が通らないため、『白虎通』の「葬之為言下藏之也。所以入地何。人生于陰、含陽光、死始入地、歸所与也。」(崩薨)を引いて、乙本同様「及」と読むべきとする。また、甲本の「𠄎」字は「及」字の異体であると述べる。Q・T・Zは「没」字に作る。Qは該当字について、甲本と乙本とで異なるが、Fが指摘するとおり、「𠄎」と「及」の字形が近いことから、一方が誤った可能性があるとし、甲本の「𠄎(没)」字が正しく、それに従うべきとする。また、「没」の意味は『白虎通』『漢書』(王嘉伝・楊王孫伝)『說苑』(反質)に見られる通り、死ぬこととしている。

『鄭子家喪』甲本の第二簡中にある「及(𠄎)」(𠄎)字は、乙本の「及」字とは類似するが、甲本の該当文字とは似ていない。F・Pの指摘するように、字形から言えば、甲本は「没」(𠄎)／上博楚簡五『鬼神之明』第二簡)字、乙本は「及」字であると言える。Pは「没」字とすると意味が通らないと述べるが、Q・T・Zの

言うように「死」の意として捉えることに特に問題はないため、ここでは字形の通り「没」字と解する。

〈16〉jは「售」字を「唯」と隸定するが、ここでは意味の上から「雖」とすべきであろう。

〈17〉𠄎の字については、語注〈6〉に同じ。

〈18〉𠄎について、整理者は「昏」字に作り、「問」の意とする。A・D・P・jは、乙本が「情」字に作っていること、またその字形から甲本の該当字(𠄎)を「青」字と釈読し、「情(請)」「請」の意とする。ここでは、字形の類似から「請」字とする。

〈19〉jは「命」字を「告」と解する。𠄎については、語注〈26〉を参照。

〈20〉𠄎(𠄎)について、整理者・A・Pは「戕」字に作る。

甲本の文字は潰れて鮮明ではないが、乙本では「𠄎」と記されており、参考にできる。ここでは整理者・A・Pに従い「戕」字と解する。

〈21〉𠄎(𠄎)について、整理者は「折」字に作る。

A・D・Pは「賊」字に作る。

𠄎は、上博楚簡中の「𠄎(𠄎)」(𠄎)／上博楚簡五『鬼神之明』第二簡、𠄎／上博楚簡二『從政』(甲本)第一五簡)字に近似しており、ここでは字形から

「惻」字と隸定する。

なお、楚文字において「惻」は「賊」と通用するの
で、「賊」字に解する。

〔22〕**𠄎**について、整理者は検討を待つとしており、
Fは乙本の「我」(𠄎)を参考にし、「余」(𠄎)／上
博楚簡二『容成氏』第二九簡、𠄎／上博楚簡四『昭
王与𠄎之脾』第三簡)字に作る。A・Pは**𠄎**が「𠄎」
(𠄎／新蔡葛陵楚墓竹簡第四簡、𠄎／包山楚簡第一
九九簡)字を表しており、秦簡中の楚月名(楚に特有
の月名)においてこの字は「夷」字に作っているため、
「夷」字と解する。また、Pは古書中「夷」と「余」
が通用する例があることや、**𠄎**の字形が「余」に似
ている点、乙本の「我」と対応するものである点から
「余(夷)」字に隸定している。Xは乙本を参考に甲
本が記されたという立場をとっており、それを考慮す
れば、この字は乙本同様「我」字とすべきであるとす
る。また、「義」字は「羊」と「我」とにわけること
ができ、包山楚簡や上博楚簡六『天子建州』の「義」
(𠄎)／第六簡)を見るとその(下部の)形が『鄭子
家喪』の該当字と類似しており、「我」字と読みなし
て問題ないとする。

𠄎が縦長であるのに対して、「夷」は横長に記さ

れており、同一字とするにはやや強引な印象を受ける。

また、「義」字中の「我」と該当文字とは字形が似て
いるが、やはり線の交わり方が異なっており、その上
「我」字単独で考えた場合、全く異なる字形であるた
め、ここでは乙本の「我」字を参考にしつつも「余」
字として解釈する。

〔23〕F・A・Pは「思」を「使」(使役)の意とする。

楚簡において、「思」は音通関係により「使」の意で
多用される。語注〔29〕を参照。

〔24〕**𠄎**について、整理者は「戎」字に作り、検討を
待つとしており、Bは字形から「滅」(𠄎)／郭店楚
簡『唐虞之道』第二八簡)字に作っている。S・Zも
また「滅」字に作る。

乙本は残欠しているため、ここでは甲本の字形から
B・S・Zに従い、「滅」字と解する。

〔25〕**𠄎**について、整理者は「鼎」(𠄎)／上博楚簡一『性
情論』第一五簡)字に作り、検討を待つとしている。

Bは字形から「覆(復)」(𠄎)／上博楚簡三『周易』
第三二簡)字に作る。Sは、甲本第二簡の「憚炎」(𠄎)／
光)の「炎」(𠄎)字と該当字が似ており、「炎」か
「光」かについては第二簡に關してもまだ検討を要す
るが、もし同一の文字「炎」字だとすると、「炎」は

「蔽」と音通関係にあり、またここは文意からも「威蔽」の「蔽」とすべきではないかと述べる。Zは、光には「𦉰／郭店楚簡『老子』(甲本)第二七簡・「𦉰／包山楚簡第二〇七号簡」のように横線があるものではないものの二種類の筆写法があり、字形の上で「炎」字と非常に近い形をしているとするが、『鄭子家喪』甲本の第五簡にある「𦉰」(𦉰)字を見る限り、この筆写者の「炎」字は横線が多い字体を使用しており、該所とは明らかに異なる文字が使用されていると指摘する。その上、古書(「孝恵時、有雨血、日食於沖、滅光星見之異。」「漢書」劉向伝)にも「滅光」と第二簡の「寵光」とがうまく対応するため、ここでは「光」に作るべきであるとしている。

整理者が「鼎」と言い、Bが「覆」とするのは字形から考えて困難であり(「覆」は第四簡にも見え、ことは明らかに異なる字形であることが確認できる)、SやZのように「光」または「炎」に積読すべきであろう。

光・炎の兩字は字形が大変よく似ており、通用していた可能性があるが、語注(14)にも述べた通り、楚簡において、「光」字は横線の入るもの(𦉰／包山

楚簡・第二七二簡)と入らないもの(𦉰／上博楚簡三『周易』第二簡)の二通りが見られるのに対し、「炎」字については全て横線の入る形(𦉰／長沙子彈庫楚帛書甲篇)で記されていることが分かる(語注(61)を参照)。Zの指摘する「𦉰」字中の「炎」字にも考慮して、ここでは「光」字に解する。

(26) 𦉰 についてXは、乙本の第五簡中にある命字には下に一本線が入っており(𦉰・𦉰)、乙本第三簡には入っていない(𦉰)。これは乙本を作成するのに使った底本の影響だろうと述べる。また、甲本に関しては、第五簡に「命」字が二つ見えるが、一つは線が入っておらず(𦉰)、こちらは筆写者の書き癖によるためとしている。しかし、もう一方に関しては乙本同様の線が見られ(𦉰)、これについては、自覚せず

に乙本の影響を受けた結果であろうと述べる。
(27) 𦉰 (𦉰) について、整理者・F・jは「執」字に作り、「執命」(命令を執行させる)の意とする。

A・P・Qは「質」字に作り、「人質」の意とする。また、A・P・Qはいずれも『左伝』の記事「潘尪入盟、子良出質」(宣公十二年)に、子良が楚に人質となったと記されていることから、「執」字ではなく「質」字に作っている。さらにPは、古書中に見られる「質」

「摯」の字には、「質」字と通用する例があるとする。
ここでは字形から「執」字と隸定できるが、「執」と「質」とが音通すること、また『左伝』の子良の記事を参考に「質」字と釈読する。

〔28〕~~質~~について、A・Pは「命」を鄭人の楚人に対する請求と取り、下文の「王許之」と呼応していると述べる。また、楚簡中において「使」という意の「思」と「命」とは代替でき、「命思」と連続する例も多いとする。Qは、古書において「命」は「盟」と通用するため、該当箇所「命」は「盟」（結盟）の意であるとされる。また、『左伝』の「退三十里、而許之平。潘尪入盟、子良出質」（宣公十二年）における「入盟」「出質」は、『鄭子家喪』中の「王許之」「盟」「爲質」と対応していると述べる。~~質~~の字形に関しては語注〔26〕を参照。

この「命」は、語注〔26〕の「命」と対応するものと考えられる。Qのようにこの箇所のみを「盟」と捉えることには疑問が残る。「命」は両字ともに、使命の意と捉える。

〔29〕~~思~~について、Xは、乙本において「思」字は~~思~~（凶・第二簡）の一種しか見られないが、甲本には二種の書き方（~~思~~）（凶・第二簡）、~~思~~（思・第五簡）

が見られるとする。甲本（第五簡）の「思」の文字は筆写者が自己の理解により、直接「心」を付した形で記したのだろうとしている。

なお、楚簡において、「思」は音通関係により「使」の意で多用される。

〔30〕~~利~~について、整理者は「利」（~~利~~／上博楚簡二『容成氏』第四十九簡）字に作り、意は検討を待つとする。A・P・Fは「梨」字に作る〔62〕。Pは「梨」について、『管子』に「是故博帶梨、大袂列、文綉染、刻鏤削、雕琢采」（五輔）とあり、その尹知章注に「梨、割也。」とあることを引き、無理に引き裂く意があると指摘する。Qは音通関係から「利」字または「離」字に作る可能性を指摘する。語注〔31〕を参照。

〔31〕~~利~~（養）について、整理者は検討を待つとしており、A・E・P・Q・Fは「寸」字に作る。Fは、『墨子』の「桐棺三寸」、「葛以緘之」（節葬）や『左伝』の「桐棺三寸、不設属辟、下郷之罰也」（哀公二年）を引いて説明する。A・Pは「養」字が「弁」に従い、「旨」に従うということで、字形の類似から「尊」（~~尊~~／郭店楚簡『唐虞之道』第七簡）字と何らかの関連があるだろうと述べる。QはFの「梨木三寸」説を出しながら、古書中に「利」と「離」がよく通用す

ることからA・Pの「梨_レ割」説も注目に値するとしている。また、該当箇所は『左伝』の「鄭子家卒。鄭人討幽公之乱、斬子家之棺、而逐其族。」(宣公十年)の記事と関連があるとす。Eは、甲本の「養」については「弁」に従い、「與」に従い、「口」に従っているが、それに対して乙本()はA・Pの説に同じく、「弁」に従い、「旨」に従う。もし、厳密に隸定するのなら、甲本の字は「養」とすべきであろうとし、A・Pの「寸」とする説を肯定している。

(32) 𠄎について、整理者は「供」(𠄎/古璽彙編五四八三)字に作る。Oは「𠄎」字に作る。P・Fは「紘」字に作る。

𠄎字の下部は、字形から「人偏(𠄎(伊) / 上博楚簡二『子羔』第一一簡)」や「手偏(𠄎(并) / 上博楚簡三『彭祖』第八簡)」ではなく、「糸偏(𠄎(纒) / 上博楚簡五『鮑叔牙与隰朋之諫』第三簡)」であることが分かる。よって「綦」(纒)字と隸定でき、音通から「紘」字に解する。語注(52)を参照。

(33) 𠄎について、整理者は「私(ム)」(𠄎 / 上博楚簡一『緇衣』第二一簡)字に作り、直後の「門」字と合わせ、「私門」の意とする。Pは考えを待つとしており、Dは該当の文字が楚文字の「犯」(𠄎(範)

/ 上博楚簡二『從政』(乙本)第三簡)字のつくりと類似するとして「犯」に作り、禁令を犯し、無理に城門を開こうとする意と解している。Kは「夕」(夕 / 上博楚簡五『姑成家父』第一簡)字に作り、門を踏んで出て行くことを禁ずる意とする。また、F・H・Qは「丁」(▼ / 包山楚簡第八一簡)字に作る。意味については、Hは「丁」と「正」とが音通関係にあるため「丁門」は「正門」(表門)を表すとす。また、F・Qは「丁、当也。」(『爾雅』釋詁)を引き、「丁」にはもともと「当」の意が含まれており、「丁門」を「当門」の意としている。さらにUは、門は棺を安置する屋舎を指し、子家が死後、宗廟に入ることができなかったことを述べているとする。Xは該当文字について、甲本(𠄎)乙本(𠄎)で字形が異なるが、比較すると楚簡中に見える「丁」字は総じて甲本の字形により近く、乙本は全体的に誤写が多いため、これもまた一種の誤写、もしくは変形した写法の可能性を指摘する。

ここでは、子家を丁重に扱わず、門から外へ出さなかつたことを表しているので、字形から「丁」字に釈し、F・Qのように「当」の意と解する

(34) 𠄎について、整理者は「陷」(陷 / 雲夢秦簡・雜

抄三五)字に作る。F・P・Uは「掩」字に作る。F・Pは「炎」と「奄」とが音通関係にあるとする。Uは『左伝』の「文夫人歛而葬之郟城之下」(僖公三十三年)を参考に、貴族の墓地は高い場所に作られるものであり、ここでは城墻の土台を越えない高さに葬ることを述べているとする。

整理者が「陷」字に作る根拠は不明である。ここではF・P・Uに従い「掩」字とし、子家を薄葬にした意と解する。

〈35〉**𨔵**については、語注〈4〉に同じ。

〈36〉**𨔵**については、整理者は「𨔵」字に作り、「起」の意とする。A・P・D・F・M・N・Rは「𨔵(仍)」字に作る。Aは「𨔵」の意を「因」「従」とする。Pは「仍」には多様な訓釈があり、後人には明確な理解は難しいとしながらも、「鋪敦淮漬、仍執醜虜。」毛伝「仍、就也。」孔穎達疏『釋詁』云、「仍、因也。」因是就之義也。』(『詩経』大雅・常武)を引き、「往就」、「趨赴」(参上する)の意ではないかとする。Dは何琳儀が「新蔡葛陵楚簡の「先之以一璧、𨔵而歸之」について、「𨔵」字は「往」、或いは「及」と訓ずべきで、『説文』における「𨔵」の異文である」とする説や、陳斯鵬が上博楚簡『柬大王泊旱』の「𨔵」の字に

ついて「諸家は「起」と釈しているが、その字形を考慮すれば「𨔵」の字である。その意味は考えを待たねばならないが、当然、「起」字の誤写の可能性もある」と指摘する説を引く。Fは「𨔵」字を「應(打撃・迎撃)」の意と解する。M・NもFと同様に、「𨔵」(日紐部)と「應」(影紐部)は音韻上近いものであり、「𨔵」は「應(打撃・迎撃)」の意ととるべきであるとする。Rは、Fが「𨔵」を「迎撃」の意とするのは大変正確であると言えるが、「應」「膺」ともに「撃」の意を表すのであり、「迎」という意とは合わない。

「𨔵」は日母蒸部、「迎」は疑母陽部であり、声母から言えば、饒繞葬などの日母宵部の語は、その声旁が疑母宵部の「𨔵」に属している。また、韻母「蒸部」と「陽部」も互いに通用するため、「𨔵」自体を直接「迎」と読むのではないかと指摘する。

語注〈9〉で記した通り、楚簡において「𨔵(しん)による」と「人偏」とは通用するため、「𨔵」も「仍」も同一の文字を表していると言える。ここでは、「𨔵」字として事態に対応する意、つまり晋軍に応じて迎撃する意とする。

〈37〉**𨔵**については、語注〈36〉に同じ。

〈38〉**𨔵**については、整理者は「𨔵」字に作り、「𨔵」に

同じとする。これに従う。

〈39〉篇題となつてゐる「鄭子家喪」は、冒頭の四字を取つた仮称である。この内容は『左伝』宣公十年（前五九九）の「鄭子家卒」を指していると考えられる。

〈40〉『左伝』宣公四年に、鄭の子公と子家が君主靈公を弑殺した記事が見える。

〈41〉不穀とは、自らを謙遜するという言葉。穀には善の意があり（三年学、不至於穀、不易得也。）（『論語』泰伯篇）、不穀とは不善を意味する。『左伝』僖公四年に「齊侯曰、『豈不穀是為。』」とあり、その杜預注に「孤・寡・不穀、諸侯謙稱。」とある。

〈42〉A・Fは「往日」（昔日）の意とする。この用例としては、『左伝』に「日衛不睦、故取其地。」（文公七年）とあり、その杜預注に「日、往日。」とある。また『国語』に「日、君以驪姬為夫人、民之疾心固皆至矣」（晋語一）とあり、その韋昭注に「日、昔日也」という例がある。Aは、莊王と大夫とが、子家の乱から一定期間経過した後語に語つてゐることからこの語があるとする。Pは、「日」は毎日の意とし、『易』に「剛健篤実輝光、日新其德。」（大畜）とあり、その孔穎達疏に「故能輝耀光采、日日増新其德」とある例を挙げる。ここは、莊王が子家の君主弑殺を理由に鄭

に攻め入ろうとしている場面であるので、日頃からその弑殺事件を気にかけていたという解釈の方が適切である。よつて、日々・つねづねの意とする。

〈43〉整理者は「邦」が鄭を指すとし、A・Pは楚を指すとする。ここでは文脈上、「邦」は明らかに鄭ではなく楚を指すと考えられる。

〈44〉Fは「甚」の意とする。

〈45〉整理者は「而遂」に作り、「而後」と釈読する。文の区切り方は異なるが、P・F・Yも整理者同様「而後」とする。F・Jは文を「以急。於今而後楚邦……」と区切り、P・Yは「以及於今而後。」で区切るべきとしている。またPは、下文に「雖邦之柄、將必爲師」とあるので、その意は今もなお「柄」の状態が続いていると解釈すべきであり、おおよそ、楚国に難があり今に至り、子家の君主弑殺事件を処理することが、そのために後々まで滞つてゐるという意であるとする。Yは、「以及於今而後」とは「以及於今」と同義であり、古くは虚詞が重複することが多くあつたためこのように記されたとして、『莊子』『左伝』などの例を挙げる。また、YはPのように難が今に及んでいるのではなく、Qのように大夫に相談することなく今に及んでしまつたと解する。L・Qは、初めの文字を字形

から「天」に、後の文字を音通関係から「厚」として
いる。しによれば、「後」と「厚」とは古典籍中にお
いてよく通用しており、『容成氏』第四五簡「諛樂於
酉」（上博楚簡二所収）の「諛」が「厚」に作られる
ことをその例として挙げている。「遂」と「厚」が音
通するという説は、現時点では用例が確認できず、や
や不確実であるが、実際上博楚簡『容成氏』第四五
簡）において「諛」と「厚」とが音通するという例は
見られるため、今はこれに従う。「天厚」として、天
が楚國を厚遇する意に解する。

〈46〉「寵光」について、整理者は「塩候」に作り、「不
調」「多惡」の意とする。F・Uは「恭蔽」とする。
またFは「恬淡」の可能性も指摘する。A・P・Zは
「寵光」の意とし、A・Pは『左伝』の「必亡。宴語
之不懷、寵光之不宣、令德之不知、同福之不受、將何
以在。」（昭公十二年）を引き、Zは『右監門衛大將
軍墓誌名』『贈林経歴赴武昌都衛任序』などに「寵位」
「寵榮」とあるのと同義であると説明している。また、
Zは該当字と第四簡の文字「而滅光於下」の「光」が
同じJ字を表していると述べる。Tは「寵炎」に作り、
權勢の意とする。上博楚簡における「光」字と「炎」
字とは字形が異なる。ここでは音通関係・意味の上か

らも「寵光」と釈読し、名譽ある位にあることと解す
る。

〈47〉Pは「入地」を「下葬」の意であるとす。

〈48〉Qは上博楚簡六『平王問鄭壽』「禍敗因踵於楚邦、
懼鬼神以爲怒、思先王亡所歸、吾何改而何。」（第一・
二簡）と同類の語であると指摘する。

〈49〉整理者は「戕折」と釈読し、傷害の意とする。A・
P・Dは「戕賊」とし、『孟子』に「將戕賊杞柳而後
以爲杯棬也」（告子上）とあり、その趙岐注に「戕猶
殘也」とあるのを引いて、殘賊、殘殺、破壞の意とす
る。

字形、意味の上からA・P・Dに従う。

〈50〉A・Pは『荀子』に「成名況乎諸侯、莫不願以爲
臣。」（非十二子）とあり、その王先謙集解が愈樾を
引いて「成与盛通……成名猶盛名也。」と述べている
ことや、『孔子家語』に「孔子対曰、『君子者也、人
之成名也。』（大婚）とあるのを引いて、盛名（よく
知れ渡っている名声）、美名（名声・好評）の意とす
る。

〈51〉整理者は検討を待つとする。Bは「滅亡」の意と
し、Sは「滅蔽」の意とする。ZはSが該所と第二簡
の「寵光」の「光」を同一の文字と考え、検討すべき

としているのに従う。「寵光」は『右監門衛大將軍墓誌名』『贈林経歴赴武昌都衛任序』などに「寵位」「寵榮」とあるのと同意であるとする。

〔52〕整理者は「疏索」を「稀少」の意とする。Fは「疏」は「粗」の意、「索」は棺を束ねる時のとじなわの意、「紘」は「束」の意とする。PもFと同様であるとしながら、『墨子』の「桐棺三寸」、「葛以緘之」（節葬篇）の用例を示す。Oは「優」の意とする。

〔53〕整理者は「基」を『爾雅』の「始也。」（釈詁）を引いて説明する。F・Pは、城牆の基を意味するといふ。

〔54〕整理者は、晋人が鄭の地に進入するのに、黄河を渡る必要があるとして、「涉河」と解する。

〔55〕整理者は「進」を進言の意とする。

〔56〕整理者が「焉」とする字を、Fは乙本を参考に「安」に作り、「乃」の意とする。

〔57〕整理者は「両棠」を古い地名とする。また、ここでいう楚と晋との戦いは『呂氏春秋』に「荆興師戦於両棠、大勝晋」（至忠）や『新書』に「楚莊王乃与晋人戦於両棠、大克晋人」（先醒）とあるように、春秋の宣公十二年に起こった郟の戦いを指すとする。

〔58〕甲骨文においても「亡」字は、殷墟文字乙編

と記述され、と非常に近い字形であることが分かる。

〔59〕楚簡に見える文字は、一部が省略または追加されて表現されることが多く、はが一部省略された字体であると捉えることも可能である。しかし、その一方での草冠が省略された字体であった可能性も高い。いずれにせよ、両者が通用していたことが窺えるであろう。

〔60〕ただし、郭店楚簡の「猛」()ととはつくりの形がわずかに似てはいるが、全体的な字形としては合致しない。

〔61〕楚簡において、ある文字の一部に含まれる「火」字については、横線があるものと()／上博楚簡五『鬼神之明』第八簡)ないもの()／上博楚簡三『周易』第五十三簡)の二通りの筆写法が確認できるが、単独で用いられる「炎」字については、横線の入る筆写法しか確認できない。

〔62〕楚簡中には、「巢」と「櫟」が通用するというように、木偏の有無に関わらず同一の文字を表す例がある。ここでは字形・韻の上から「利」と「梨」が通用するものと考えられる。

二、文献的特質

本章では、『鄭子家喪』における楚王故事としての特質と、『鄭子家喪』に見える重要語句「上帝鬼神」について検討する。

(i) 楚王故事としての特質

先述した通り、『左伝』や『史記』には『鄭子家喪』と類似した記事が見える。楚が鄭へ侵攻する原因となった鄭の子家の君主（靈公）弑殺事件は、『左伝』宣公四年や『史記』鄭世家にその記事が確認できる。また、子家の死に関しては『左伝』宣公十年や『史記』鄭世家に関連記事が見え、楚が鄭を包囲し、その後楚と晋とが両黨に争う内容については『左伝』宣公十二年や『史記』鄭世家・楚世家に類似の記事が見える。

しかし、『鄭子家喪』が、王と臣下とで子家の扱いをめぐる話し合い、楚の諸侯の長としての役割（鄭に制裁を降す）を強調するような記述となっているのに対し、『左伝』や『史記』にはそのような記述は見られない。こうした『鄭子家喪』における楚王と臣下との緊迫したやり取りからは、まさに本篇が楚の視点に立って描かれた文献であることが窺えよう。

また、『鄭子家喪』には楚の莊王が登場する。楚の莊王と言えば「三年蜚ばず鳴かず」や「鼎の軽重を問う」などの故事で有名な春秋五霸のうちの一人である。上博楚簡中には、他にも『莊王既成』や『平王与王子木』などに莊王に関する記述が見える。

『莊王既成』は、無射の大鐘を鑄造した莊王が、子榘しきに「後の楚王がこれをいつまで保つことができるか」と尋ねる内容であり、『平王与王子木』には、王子木（建）と成公幹（乾）とのやりとりが記されている。

『莊王既成』では、四代後の昭王期の国難が、実は覇者と呼ばれ全盛を誇った莊王期に萌していたと記述される。ここでは、莊王に失政を行った悪王のイメージが付与されているのである。これに対し『平王与王子木』では、莊王が俗事にも通じた賢君として成公幹の話に上っている。ここでは莊王が善政を行った良王として描かれていると言える。

このように、上博楚簡において同じ莊王の見える故事でも、莊王のイメージは多様であり、全ての文献が楚（莊王）を顕彰していたわけではないことが分かる。『鄭子家喪』についても、この点を考慮しつつ、上博楚簡及び古代文献中に位置付けてゆく必要があるだろう。

(ii) 「上帝鬼神」について

『鄭子家喪』には「天厚楚邦、使為諸侯正。今、鄭子家殺其君、將保其寵光、以没入地。如上帝鬼神以為怒、吾將何以答（天、楚邦を厚くし、諸侯の正たらしむ。今、鄭の子家其の君を殺すも、將に其の寵光を保ち、以て没して地に入らんとす。如し上帝鬼神以て怒を為さば、吾將た何をか以て答えんや）」（第一・二簡）と、「上帝鬼神」の怒りを氣にする莊王の姿が描かれている。

伝世文献中にも、覇者が諸侯の長としての働きを行わなかつた場合、禍いを受けるという同内容の話が見える。例えば、『左伝』昭公十一年に「蔡侯獲罪於其君、而不能其民。天將假手於楚以斃之」（蔡侯 罪を其の君に獲て、其の民に能わず。天、將に手を楚に仮りて以て之を斃さんとす）や、『國語』晋語に「大者天地、其次君臣、所以為明訓也。今宋人弑其君。是反天地而逆民則也。天必誅焉。晋為盟主、而不修天罰、將懼及焉。」（大なる者は天地にして、其の次は君臣なるは、明訓と為す所以なり。今宋人其の君を弑す。是れ天地に反きて民則に逆なり。天必ずや焉を誅さん。晋盟主と為りて、天罰を修めずんば、將ち及ばんことを懼る）とある。しかし、これらは、「君主弑殺の罪を犯した他国の討伐を、天の意志を受け、覇者が天に代わって行うのだ」という立場で記され

ており、『鄭子家喪』と若干異なっている。つまり、『左伝』や『國語』では覇者が自らの役割を果たさなければ、天より禍いが降るとされているのであり、『鄭子家喪』と異なりここに「上帝鬼神」は登場しない。『鄭子家喪』において、「天」が楚に覇者たる恩恵を与える存在、逆に「上帝鬼神」が楚王に禍を降す存在として描かれていることは、注目すべきである。

これに関して一つ私見を述べれば、伝世文献である『左伝』や『國語』の記事には、儒家が諸神と切り離し、絶対的な存在として設定した「天」の影響が強く現れていたと考えることができる。それに対し、楚の視点に立つて記された『鄭子家喪』中には、儒家的要素である「天」が見られる一方、「上帝鬼神」などの諸神が融合した殷代的要素も見られ、『鄭子家喪』が儒家的思想に偏らぬ多様性を持つ文献であったことが指摘できる。

なお、上博楚簡中には、『鄭子家喪』の他にも、『昭王与隰之腓』『平王問鄭壽』『君人者何安哉』『東大王泊阜』『鬼神之明』などに「天」や「上帝鬼神」に関する記述が見える。ここから、『鄭子家喪』に限らず上博楚簡において、広く「天」と「上帝鬼神」との併用が行われていることを確認できるだろう。

おわりに

以上、原釈文と先行研究とを元に、『鄭子家喪』の釈文を示し、その文献的特質について言及してきた。これにより、『左伝』や『史記』の記事と同内容の事件について、『鄭子家喪』が異なる角度からそれらを捉え描写していたこと、また『鄭子家喪』及び上博楚簡中には様々な思想が取り入れられ、融合して記されていたことが明らかとなった。しかし、今回『鄭子家喪』の著作意図や上博楚簡中における位置付けについては、紙幅の都合上、検討を加えるには至らなかつた。それについては、また別稿にて改めて論ずることとしたい。

注

〔1〕 甲本・乙本の各簡の詳細は、次の通り（なお、〔1〕は竹簡番号を示す）。

● 甲本

〔1〕 完簡。簡長は三三・二センチ。上端から第一契口までが九・五センチ、第一契口から第二契口までが一五・七センチ、第二契口から下端までが八・〇センチ。三六字（合文二字を含む）。

〔2〕 完簡。簡長は三三・二センチ。上端から第一契口までが九・五センチ、第一契口から第二契口までが一五・六センチ、第二契口から下端までが八・一センチ。三三字。

〔3〕 完簡。簡長は三三・一センチ。上端から第一契口までが九・五センチ、第一契口から第二契口までが一五・六センチ、第二契口から下端までが八・〇センチ。三六字。

〔4〕 完簡。簡長は三三・二センチ。上端から第一契口までが九・五センチ、第一契口から第二契口までが一五・六センチ、第二契口から下端までが八・一センチ。三三字。

〔5〕 完簡。簡長は三三・二センチ。上端から第一契口までが九・五センチ、第一契口から第二契口までが一五・五センチ、第二契口から下端までが八・二センチ。三三字。

〔6〕 完簡。簡長は三三・一センチ。上端から第一契口までが九・五センチ、第一契口から第二契口までが一五・四センチ、第二契口から下端までが八・二センチ。三三字（合文一字を含む）。

〔7〕 完簡。簡長は三三・二センチ。上端から第一契口までが九・五センチ、第一契口から第二契口までが一五・五センチ、第二契口から下端までが八・二センチ。三二字。

〔1〕 残簡。上端は残欠、下端は平頭（平斉）。簡長は四七・四センチ。上端から第一契口までが一三・〇センチ、第一

契口から第二契口までが二一・五センチ、第二契口から下端までが一・九センチ。三二字（合文二字を含む）。

【2】残簡。上端は平頭、下端は残欠。簡長は四六・七センチ。

上端から第一契口までが一三・六センチ、第一契口から第二契口までが二一・八センチ、第二契口から下端までが一・三センチ。三四字。

【3】残簡。上端下端ともに残欠。簡長は四四・〇センチ。上端から第一契口までが一三・九センチ、第一契口から第二契口までが二三・〇センチ、第二契口から下端までが八・一センチ。三二字。

【4】残簡。上端下端ともに残欠。簡長は三四・〇センチ。上端から第一契口までが一三・六センチ、第一契口から第二契口までが二〇・四センチ。二四字。

【5】完簡（但し、第四簡下部の残欠が大きく、第五簡との接続が不明であるため、第五簡上端にもう一字分あった可能性がある）。簡長は四七・五センチ。上端から第一契口までが一三・五センチ、第一契口から第二契口までが二二・八センチ、第二契口から下端までが一・二センチ。三〇字。

【6】残簡。上端は僅かに残欠、下端は残欠。簡長は四五・四センチ。上端から第一契口までが一三・六センチ、第一契口から第二契口までが二一・八センチ、第二契口から下端までが九センチ。三四字（合文一字を含む）。

【7】二つの断簡の綴合。簡長は四六・八センチ。上部が三三・

三センチ、下部が一三・五センチ。上端から第一契口までが一三・六センチ、第一契口から第二契口までが二二・八センチ、第二契口から下端までが一〇・四センチ。二八字。

なお、その他の『鄭子家喪』に関する書誌情報は、拙稿

『上海博物館藏戰國楚竹書（七）』所収文献概要（一）（『中國研究集刊』第四十八号、大阪大学中国学会、二〇〇九年六月）を参照。

（2）「満写簡」とは、両端ぎりぎりまで文字が記された竹簡を指す。「満写簡」や「墨鉤」などの新出土資料に関する専門用語については、「書誌情報」用語解説（『中国研究集刊』第三十三号、大阪大学中国学会、二〇〇三年六月）及び、「書誌情報」用語解説（二）（『中国研究集刊』第三十八号、大阪大学中国学会、二〇〇五年十二月）に詳しい。

（3）これまでに日本で発表された『鄭子家喪』に関する論文には、草野友子「中国古代における王の呼称——上博楚簡『鄭子家喪』を中心として」（『待兼山論叢』第四十三号、二〇〇九年）や、同「上海博物館藏戰國楚簡における誤写の可能性について——『武王踐阼』『鄭子家喪』を中心に」（『京都産業大学論集』人文学部系列 四十一、二〇一〇年三月）がある。また、訳注には小寺敦「上海博楚簡『鄭子家喪』訳注——附・史料の性格に関する小考」（『東洋文化

研究所紀要』一五七、二〇一〇年三月)があるが、本稿ではそれらを踏まえた上で、さらに語注において詳細な検討を加え、より正確に釈読することを目指した。

(4) 甲本と乙本とは、字体・簡長・各簡ごとの文字数・使用文字などに差異があるものの、内容に関してはほぼ同一であると言える。甲本と乙本の文字に関する相違点については次の通り。(以下、馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書(七)』に附された対照表を参考に作成。)

第一簡：甲本一文字目の「鄭」字が、乙本では欠損しており見られない。甲本の「與」字が乙本では「与」字、甲本「丌」字が乙本では「丌」字と記される。

第二簡：甲本では「含莢子」と記述されているが、乙本においては「含」の文字がなく、「莢子」と記されている。また、甲本の最後の文字「視」が乙本では欠損しており見られない。他に、甲本「憚」が乙本では「懽」と記されている。

第三簡：甲本一文字目の「神」字と最後の三字「日莢子」が、乙本では欠損しており見られない。甲本二七字目の文字(乙本二六字目)を原釈文は、甲本では「昏」字、乙本では「情」字と隸定している。

第四簡：甲本「丌」字が乙本では「丌」字と記される。また、原釈文が甲本において「丌」と隸定し、検討を待つ

としている文字が、乙本では「我」と隸定されている。さらに、乙本は下端の欠損が激しく、甲本にある「毋己城名立於上而戎」の九字が見られない。

第五簡：乙本第五簡は完簡とされるが、第四簡の欠損が激しいため、その接続は不明であり、上端にもう一、二字あった可能性がある(対照表は甲本第五簡を基準として図示しており、乙本第五簡が完簡とされているにも関わらず、乙本上部に「鼎於」の二字が欠損しているように見えるため、注意が必要である)。また、甲本「思」字が乙本では「凶」と記されている。

第六簡：甲本(第五簡最終文字)「丌」字が、乙本では「丌」と記される。

第七簡：甲本の初めの三字「人廼救」が乙本では欠損しており見られない。

なお、李松儒氏(本稿末「先行研究」x)は、字形や筆写方法、乙本に脱字があることから、恐らく甲本は乙本を基として、これに訂正を加え作成されたものであろうと指摘している。小寺敦氏(本稿末「先行研究」j)も、乙本のオリジナル性の高さを指摘するが、それについては甲本の竹簡が乙本の竹簡より短いこと、甲本に書き損じとしか思われない文字が含まれていることを根拠としている。

これに対して高祐仁氏(本稿末「先行研究」h)は、甲

本と乙本とは簡長の長さが約一五センチ違うにも関わらず、『鄭子家喪』の書写に同じ七簡の竹簡が使用され、また各簡における文字の配分（配置）がほぼ等しい。このことから、甲本・乙本が別の版本（親本）を元に筆写されたことは明白であり、両本を比べた時に散見する誤字や脱字は、単に筆写する際にどちらかが見誤ったのであろうと述べる。

上博楚簡中には、様々な簡長・字体の文献が含まれており、単純にそれらの上位下位、筆写の先後関係を言うことは難しい。また、上博楚簡中には『鄭子家喪』同様、同一内容の二本（甲本・乙本）が存在する文献が多く、今後は他の文献も含め、その意味について検討する必要があるだろう。

他に、上博楚簡の甲本・乙本については、羅運環氏（本稿末「先行研究」c、d、e）や、福田哲之氏の「上海博物館藏戦国楚竹書の特異性——『君人者何必安哉』（甲本・乙本）を中心に」（浅野裕一編『竹簡が語る中国古代思想』（三）——上博楚簡研究』汲古書院、二〇一〇年三月所収）などがある。

(5) 『鄭子家喪』（甲本）第四簡の「而」字は、下が歪曲した形になっており、甲本中の「天」字と近似している。しかし、第一画目の歪曲の度合いや、第一画目から第二画目へ繋がる運筆には、甲本に見える他の「而」字と共通するもの

がある。ここでは文脈からも「而」字に解する方が良いであろう。なお、乙本（第四簡）に関しては該当字が欠損しており、どのように記されていたか不明である。

【参考文献】

これまでに発表された『鄭子家喪』に関する論文や札記類は、以下の通りである（発表年月日順）。

- A. 陳偉「《鄭子家喪》初読」（二〇〇八年十二月三十一日）〔簡帛網〕
- B. 凡國棟「釈《鄭子家喪》的“滅覆”」（二〇〇八年十二月三十一日）〔簡帛網〕
- C. 凡國棟「《上博七・鄭子家喪》校読札記兩則」（二〇〇八年十二月三十一日）〔簡帛網〕
- D. 何有祖「上博七《鄭子家喪》札記」（二〇〇八年十二月三十一日）〔簡帛網〕
- E. 羅小華「《鄭子家喪》、《君人者何必安哉》選積三則」（二〇〇八年十二月三十一日）〔簡帛網〕
- F. 復旦大学出土文献与古文字研究中心研究生読書会「《上博七・鄭子家喪》校読」（二〇〇八年十二月三十一日）〔復旦網〕
- G. 程燕「上博七読后記」（二〇〇八年十二月三十一日）〔復旦網〕
- H. 郝士宏「読《鄭子家喪》小記」（二〇〇九年一月三日）〔復旦網〕

且網]

I. 張新俊《鄭子家喪》“應”字試解(二〇〇九年一月三日)

[復旦網]

J. 一蟲「由《鄭子家喪》看《左傳》的一處注文」(二〇〇九年

一月三日) [復旦網]

K. 葛亮「《上博七·鄭子家喪》補說」(二〇〇九年一月五日) [復

旦網]

L. 侯乃峰「《上博(七)·鄭子家喪》“天後(厚)楚邦”小考」

(二〇〇九年一月六日) [復旦網]

M. 孟蓬生「“邊”讀為“應”補證」(二〇〇九年一月六日) [復

旦網]

N. 孟蓬生「“邊”讀為“應”續證」(二〇〇九年一月六日) [復

旦網]

O. 熊立章「《說文》“春”及《上博七》中的幾個字」(二〇〇九年

一月八日) [簡帛網]

P. 陳偉「《鄭子家喪》通釈」(二〇〇九年一月十日) [簡帛網]

Q. 李天虹「《鄭子家喪》補釈」(二〇〇九年一月十二日) [簡帛

網]

R. 楊澤生「《上博七》補說」(二〇〇九年一月十四日) [復旦網]

S. 高佑仁「《說文》《鄭子家喪》的“滅嚴”」(二〇〇九年一月十四

日) [復旦網]

T. 侯乃峰「《上博(七)字詞雜記六則」(二〇〇九年一月十六日)

[復旦網]

U. 劉信芳「《上博藏(七)》試說(之三)」(二〇〇九年一月十

八日) [復旦網]

V. 郭永秉「《競公瘞》篇“病”字小考」(二〇〇九年一月二十

三日) [復旦網]

W. 劉雲「《上博七詞義五札》」(二〇〇九年三月十七日) [簡帛網]

X. 李松儒「《鄭子家喪》甲乙本字跡研究」(二〇〇九年六月二

日) [簡帛網]

Y. 宋華強「《鄭子家喪》“以及於今而後”小議」(二〇〇九年

六月十二日) [簡帛網]

Z. 宋華強「《鄭子家喪》“滅光”試解」(二〇〇九年六月十二

日) [簡帛網]

a. 巫雪如「楚簡考釋中的相關語法問題試探」(二〇〇九年六月

十八日) [簡帛網]

b. 宋華強「《鄭子家喪》《平王問鄭壽》“就”字試解」(二〇〇

九年七月二十一日) [簡帛網]

c. 羅運環「楚簡帛字體分類研究(一)」(二〇〇九年七月二十

八日) [簡帛網]

d. 羅運環「楚簡帛字體分類研究(二)」(二〇〇九年七月二十

八日) [簡帛網]

e. 羅運環「楚簡帛字體分類研究(三)」(二〇〇九年七月二十

八日) [簡帛網]

- f. 草野友子「中国古代における王の呼称——上博楚簡『鄭子家喪』を中心として」(『待兼山論叢』第四十三号 哲学篇、二〇〇九年十二月)
- g. 高佑仁「『鄭子家喪』・『競公瘞』諸“病”字的構形考察」(二〇一〇年、一月四日)〔簡帛網〕
- h. 高佑仁「鄭子家喪「以入地」考釈及其相關問題」(二〇一〇年、一月九日)〔復旦網〕
- i. 草野友子「上海博物館藏戰國楚簡における誤写の可能性について——『武王踐阼』『鄭子家喪』を中心に」(『京都産業大学論集』人文科学系列 四十一、二〇一〇年三月)
- j. 小寺敦「上海博楚簡『鄭子家喪』訳注——附・史料的人格に関する小考」(『東洋文化研究所紀要』第百五十七冊、東京大学東洋文化研究所二〇一〇年三月)
- k. 蘇建洲「『鄭子家喪』甲1「就」字釈読再議」(二〇一〇年五月一日)〔復旦網〕